



八木 修

学校再編について

問 どのような基準で学校再編の住民同意が得られたと判断するのか。

答 今後も住民のみならずへ理解をいただけるよう努めるが、最終は議会の議決が住民の総意と考えている。

問 国（中央教育審議会）は学校統廃合について協議しているが、まだ結論が出ていない。現在統廃合に対する国の考え方は、昭和48年に出された通達で「学校規模を重視するためにあまり無理な統廃合を行い、住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることはさげなければならぬ」、「学校の持つ地域的意義等をも考え、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努める」ですね。

答 そうです。
問 学校統廃合についての裁判の判例は、昭和51年名古屋高裁金沢支部で「徒歩通学による居住地の自然環境との接触、

それについての理解、また（略）：旧小学校と家庭との親密感、近距離間等で就学によって維持される人格形成上、教育上の良き諸条件が失うことになる」と判断し回復困難な損害と認められた判決ですね。

答 そうです。

問 住民に求めたパブリックコメントやこの間の説明会は、ほとんどが学校再編に反対の意見ではなかったか。このことは国の通達からして紛争に類するのではないか。

答 一部に賛同できないという意見があるが紛争とは認識していない。

問 学校の耐震化は法律で期限が規制されているか。

答 特に期限は設定されていない。努力目標です。

問 学校建設の設計費を3月の当初予算に計上する予定になっていたが、大阪府から府民牧場敷地の譲渡が決まっていなかったのに予算化できるのか。

答 当然大阪府の了解をいただいて予算を計上することになります。現時点ではそこまで調整ができていません。

問 大阪府に対し、町民一体となって譲渡を望んでいる状況でなければ無理ではないか。このまま行政主導で押し進めれば混乱、紛争が生じてしまう。各校区で地域の問題として話し合う時間が必要だ。

答 最大公約的に考えてどうすれば全体を保っていきけるか考えて構想を示した。最後は議会で判断して貰いたい。対案があるなら示して貰えれば一つの過程として考える必要もあるかと思うがどうか。

町長反問に対して これまで対案を出している。もう一回地域（校区）で話し合う時間が必要。地域で様々な議論を行って決めたことは尊重される。ぜひともお願いしたい。

一般質問

豊能郡環境施設組合議会報告

組合議員 木戸 俊治

第4回施設組合定例会（平成22年11月19日）

平成22年度一般会計補正予算

補正予算額

15,200千円

【事業名】

産業廃棄物処理業務委託

4,200千円

倉庫移設工事

11,000千円

（未処理汚染物の入ったドラム缶の前処理を目的として、現美化センターにあるテント倉庫を豊能町に移設予定）



豊能郡美化センター
施設解体撤去工事始まる



左側テント倉庫を移設予定